

川口市職員のソーシャルメディア利用ガイドライン

1 策定の背景及び目的

近年、ツイッターやフェイスブック、ブログ等のソーシャルメディアは、スマートフォンやタブレット端末の普及と相まって利用拡大が急速に進み、情報伝達手段として社会的影響力を高めている。

その一方で、不用意な発信により、他者を傷つけたり、個人情報や機密情報を漏洩してしまったりすることで、市の信用を著しく失墜させる重大な問題を引き起こしてしまうおそれがある。重大な問題を引き起こすことなく適切に利用するためには、まずその特性を理解し、リスク対策を十分に行わなければならない。

このような状況を踏まえ、本市職員が私的にソーシャルメディアを利用する際の指針として、「川口市職員のソーシャルメディア利用ガイドライン」を策定した。

2 ソーシャルメディアの定義

ツイッターやフェイスブック、ブログ等のインターネット上のサービスを利用して情報を発信、あるいは双方向にやり取りすることにより形成されるメディアをいう。

3 ソーシャルメディアの特性

(1) 匿名性が保証されない

たとえ匿名でも過去に発信した情報や交流関係等から、比較的容易に発信者を特定することができる。

(2) 情報発信の容易性

手軽かつ即時に発信することができる反面、熟考することなく発信してしまうことにより、自らが意図しない解釈をされるおそれがある。

(3) 情報の拡散性

発信した情報は、第三者による転送やコピー等により、際限なく拡散する可能性がある。

また、特定の利用者による閉じられた状態で利用していても、実社会での人間関係を通じて外部に拡散する可能性がある。

(4) 情報の半永久性

一度拡散した情報は、たとえ消去したとしても、転送やコピーされることでいつまでも残り続ける。

4 適用の範囲

川口市職員の身分を有する者（公職選挙法に基づき選ばれる者を除く）が、個人の立場でソーシャルメディアを利用する場合に適用する。

5 利用についての基本姿勢

（1）良識ある発信

川口市職員であることの自覚と責任を持ち、社会的な常識やマナーをわきまえた言動を心がける。

また、事実と反する情報や単なる噂の拡散への加担は慎む。

（2）法令・規定・守秘義務の遵守

地方公務員法及び職員の服務や情報の取り扱いに関する規定等を遵守する。なお、これらに違反した場合は、懲戒処分等を受けることがある。

また、個人が特定できる写真や映像、文章等を発信する場合は事前に関係者に了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意する。

（3）個人としての見解であることを明確にする

個人の見解に基づき自身の職務や本市行政に関することを発信する場合、本市としての公式見解ではないことを明確にする。

（4）冷静な対応

発信した情報に対し否定的・中傷的な反応があった場合は、冷静に対応し不要で非生産的な議論となることを避ける。

6 利用についての禁止事項

（1）次に掲げる情報の発信

ア 職務上知り得た個人情報や機密情報

イ 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報

ウ 他者を誹謗中傷する情報

エ わいせつな内容を含む情報

オ その他、法令や条例に違反、又は違反を助長させる等の公序良俗に反する一切の情報

カ 政治的行為の制限に反する情報

(2) 勤務時間中の利用

業務上必要な場合を除き、勤務時間中に利用してはならない。

7 事後対応

自らが発信した情報により、意図せずして誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を率直に認めて早急に訂正するなど、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。また、事案に応じて上司等に報告すること。

8 問い合わせ先

本ガイドラインに関すること

企画財政部情報政策課インフラ係 電話番号 外線 048-259-7242 内線 10022

職員の服務に関すること

総務部職員課人事係 電話番号 外線 048-258-4804 内線 10050